

**「新たな劇場基本計画検討業務委託」
に関するプロポーザル募集要項（令和2年5月改訂）**

1 業務の概要・目的等

「横浜市中期4か年計画 2018～2021」において、文化芸術の風土醸成や子どもたちの育成を図るとともに、さらなる魅力・賑わいを創出し、都市の活性化につなげるため、新たな文化芸術の魅力を発信する劇場の整備を検討しています。

これまでの検討内容を踏まえ、新たな劇場については、舞台芸術におけるアジアの拠点にふさわしい水準を目指しており、劇場の目的や基本方針、劇場計画を含むまちづくりの方向性、劇場の景観、施設計画の検討及び別途検討を進める管理運営の考え方を含めた基本計画を作成します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 件名

新たな劇場基本計画検討業務委託

(2) 主催者

横浜市（政策局芸術創造本部室劇場計画課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

4 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、次頁のとおりです。

5 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部もしくは一部を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 当該業務を「受託した企業（共同企業体の構成員を含む）」及び「受託した企業（共同企業体の構成員を含む）と資本面、人事面において関連があると認められる企業」は、次回以降の発注方式によっては、入札等への参加ができなくなる場合があります。
- (4) この募集要項は令和2年3月26日に策定し、令和2年5月15日に改訂されたものです。

6 事務局

横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課 後藤

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-4399

プロポーザル実施スケジュール

